

バイクに衝突→運転手ひかれて死亡

危険な自転車責任は

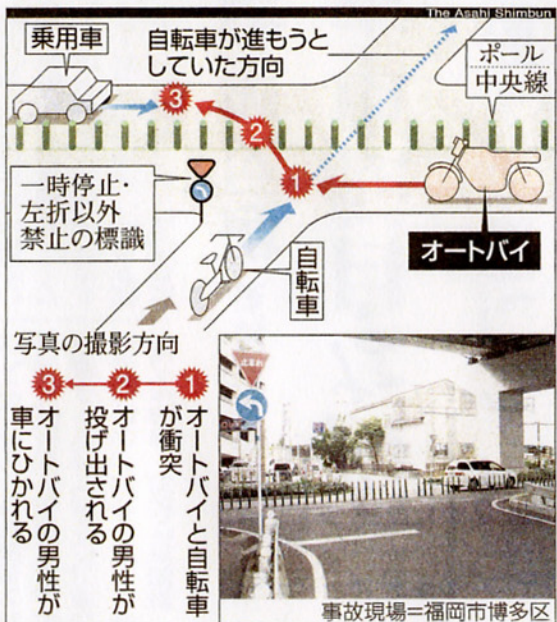
18日福岡地裁判決 違反増 厳しい目も

福岡市で08年、自転車と衝突したオートバイの男性が他の車にひかれて死亡する事故があり、重過失致死罪に問われた自転車側の被告(26)への判決が18日、福岡地裁で言い渡される。被告側は無罪を主張するが、検察側は禁固1年4カ月を求刑。近年の自転車ブームを背景に、自転車が多区間の国道交差点で発生。国道を直進していた同市の会社員(当時43)のオートバイ

の行方に注目している。

起訴状などによると、事故は08年1月31日夜、福岡市博多区の国道交差点で発生。国道を直進していた同市の会社員(当時43)のオートバイ

が、左側の市道から入ってきた同市のアルバイト男性の被告の自転車と衝突。会社員は対向車線に投げ出されて乗用車にひかれ、翌日死亡した。自転車側には一時停止と左折以外を禁止する標識があり、国道の中央線上には直進を妨げるポールもあったが、被告はポールの間をすり抜けて真つすぐ進もうとしていたとされる。県警は被告を重過失致死容疑で書類送検し、福岡地裁が在宅起訴した。



岡地検が在宅起訴した。

検察側は論告で「一時停止せず、左右の安全確認が不十分で、著しい注意義務違反。以前から同じ場所での違反を繰り返して、交通法規順守の精神が欠如している」と指摘。弁護側は「①左右を確認した②オートバイが制限速度を超えていた③車の運転手が適正な運転をすれば死亡は防げた」と反論した。

道交法上、自転車は「軽車両」

写真の撮影方向
1 オートバイと自転車
が衝突
2 オートバイの男性が
投げ出される
3 オートバイの男性が
車にひかれる

面」の扱いだ。交通法規に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会所属)は「自転車は車と同様に信号や標識に従う義務があり、違反には罰則もある。最近では性能の良い自転車が多く出回るようになり、場合によっては危険な運転になることもある」と指摘する。社団法人自転車協会(東京)によると、08年の自転車保有台数は全国で6900万台で、10年前より400万台

ほど増えた。警察庁によると、自転車絡む事故は08年、全国で16万2千件余り発生。事故全体に占める割合は21%で、増加傾向にある。08年に自転車関係した事故のうち、約7割で自転車側に法令違反があったという。

こうした情勢を踏まえ、福岡県警は自転車への取り締まりを強化した。2人乗りや無灯火などへの指導・警告は04年の約2万2千件から08年は約4万8千件に倍増。酒酔い運転など、08年は道交法違反容疑で11件を検挙した。県警交通指導課は「自転車でも危険な運転は重大な結果につながることを認識してほしい」という。

NPO自転車活用推進研究会(東京)の小林成基事務局長は「安全教育や車優先に考えられた法律や道路を見直す必要がある。罰を科すだけでなく、行政側の課題も考えるべきだ」と話す。

(金子元希)